

**(仮称) 四日市市学校給食センター  
整備運営事業**

**実施方針**

**令和元年 12 月 12 日  
四日市市**

# — 目 次 —

<b>第1章 特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1. 事業内容に関する事項.....	1
2. 特定事業の選定及び公表に関する事項.....	7
<b>第2章 事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>9</b>
1. 事業者の募集及び選定方法.....	9
2. 事業者の募集及び選定の手順.....	9
3. 応募者の備えるべき参加資格要件.....	14
4. 審査及び選定に関する事項.....	18
<b>第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>20</b>
1. 責任分担に関する基本的な考え方.....	20
2. 予想されるリスクと責任分担.....	20
3. 事業の実施状況の監視.....	20
<b>第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項</b> .....	<b>25</b>
1. 立地条件.....	25
2. 施設要件.....	25
<b>第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>27</b>
<b>第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>28</b>
1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	28
2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	28
3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	28
4. 金融機関と市の協議（直接協定）.....	28
5. その他.....	28
<b>第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>29</b>
1. 法制上及び税制上の措置に関する事項.....	29
2. 財政上及び金融上の支援に関する事項.....	29
<b>第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>30</b>
1. 議会の議決.....	30
2. 情報公開及び情報提供.....	30
3. 本事業において使用する言語等.....	30
4. 応募に伴う費用負担.....	30
5. 実施方針に関する問合せ先.....	30

## 第1章 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業（以下、「本事業」という。また、(仮称) 四日市市学校給食センターは、以下、「給食センター」という。）

#### (2) 事業に供される公共施設の種類の種類

学校給食センター

#### (3) 公共施設等の管理者の名称

四日市市長 森 智広

#### (4) 事業の目的

四日市市（以下、「市」という。）では平成30年12月に策定した「四日市市中学校給食基本構想・基本計画」に基づき、給食センター方式による中学校給食を実施することとした。

本事業は、本給食センターの整備・運営について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。）に基づき実施するものであり、民間の技術力、経営能力及び資金を活用し、献立作成や食材調達を行う市と民間事業者（以下、「事業者」という。）が連携することで、より良質で効果的な学校給食の提供を行うことを目的とする。

## (5) 中学校給食の基本理念及び基本方針（四日市市中学校給食基本構想・基本計画より）

### ア 基本理念

未来のよっかいちを担う中学生の健やかな心と体をはぐくむ、安全・安心で魅力的な学校給食

### イ 基本方針

#### (ア) 安全・安心な学校給食の提供

##### a. 適切な衛生管理環境の構築

安全で安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準（文部科学省発出）」に基づいた衛生管理体制を構築する。

##### b. 食物アレルギー対応

食物アレルギーのある生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための体制、施設等を整備する。

#### (イ) 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

##### a. 中学生にふさわしい献立

中学生は、心身の成長が著しい時期であり、必要な栄養を適正にバランスよく摂取するとともに、健全な食生活の基礎をつくりあげる必要がある。小学生とは必要となる栄養バランスが異なるため、中学生にふさわしい独自の献立を実現する。

##### b. 健全な食生活の基礎づくり

生徒が将来に向けて、自らの食事を自ら選択し、管理していく力を養えるよう、学校給食が健全な食生活の良き手本となることを目指す。そのため、主食＋牛乳＋副食3品を基本とし、「日本型食生活」※1を取り入れ、ごはんを中心とした献立とする。

##### c. 適温での提供

献立、食材に適した調理を行い、調理後の食材を適切に温度管理できる食缶類を使用する等、あたたかくて、おいしい学校給食を提供できるよう努める。

#### ※1：「日本型食生活」

昭和50年代ごろの食生活のこと。ごはんを主食としながら、主菜・副菜に加え、適度に牛乳・乳製品や果物が加わった、バランスのとれた食事である。日本が世界有数の長寿国である理由は、こうした優れた食事内容にあると国際的にも評価されている。（出典：農林水産省 HP）

(ウ) 食育・地産地消の推進

a. 生きた教材としての学校給食

食育は、生涯にわたり健やかな心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。そのため、義務教育の9年間で、学校給食を生きた教材として活用し、教育活動全体を通じた実践的な食の指導を展開することで、自分の食生活を見直し、自ら改善して、生涯にわたる望ましい食習慣の形成を図るとともに、食事を通してよりよい人間関係を身につけることを目指す。

b. 地域とつながる学校給食

四日市市産や三重県産の旬な食材を積極的に取り入れ、素材の良さを引き出した季節感のある献立を提供することにより、地域の自然や文化、産業等への理解を深め、郷土を愛する心をはぐくむ。

ウ 実施方針

(ア) 持続可能な学校給食の提供

長期にわたり安定的に持続可能な学校給食が提供できるよう、経済性、合理性に配慮し、市にとって最適な学校給食の実現を目指す。

(イ) 周辺環境への配慮

新たな中学校給食の導入においては、周辺環境に配慮したまちづくりに努める。

(ウ) 早期実施、一斉導入

食缶方式による全員喫食の完全給食を早期実施する。また、公平性の観点からも、全校一斉導入を目指す。

(エ) 円滑な導入

新たな中学校給食を円滑に導入するために、学校現場の実情を踏まえながら、教育環境への影響を十分に配慮する。

## (6) 事業の内容

### ア 事業方式

PFI 法に基づき、市が所有する土地に事業者自らが本件施設（給食センターの建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構等を含むすべての施設をいう）を設計及び建設し、完工後は市に施設等の所有権を移転し、事業者が所有権移転後の事業期間中に係る施設の維持管理業務及び運営等業務を実施する BTO（Build Transfer Operate）方式とする。

### イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 20 年 3 月末日までとする。

### ウ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

#### (ア) 解体工事等業務

- a. 事前調査業務
- b. 解体設計業務
- c. 解体工事業務
- d. 解体工事業務によって生じた廃棄物の処理業務

#### (イ) 前面道路の拡幅工事業務

#### (ウ) 設計・建設業務

- a. 事前調査業務
- b. 設計業務
- c. 建設業務
- d. 工事監理業務
- e. 調理設備調達業務
- f. 調理備品調達業務
- g. 食器・食缶等調達業務
- h. 事務備品調達業務
- i. 配膳室の什器、備品等調達業務
- j. 配送車調達業務
- k. 周辺対策業務
- l. 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
- m. 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- n. その他これらを実施する上で必要な関連業務

#### (エ) 開業準備業務

- a. 各種設備・備品等の試運転

- b. 什器備品台帳・調理設備台帳の作成
- c. 開業準備期間中の施設の維持管理
- d. 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
- e. 従業員等の研修
- f. 調理・配送・回収リハーサル
- g. 給食提供訓練業務
- h. 試食会の開催支援
- i. 事業説明資料の作成
- j. 映像紹介資料の作成

(オ) 維持管理業務

- a. 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含む。）
- b. 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含む。）
- c. 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含む。）
- d. 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含む。）
- e. 事務備品保守管理業務（事務備品の修繕・補充・更新業務を含む。）
- f. 清掃業務
- g. 警備業務
- h. 長期修繕計画作成業務
- i. その他これらを実施する上で必要な関連業務

(カ) 運営業務

- a. 食材検収補助・保管業務
- b. 調理業務
- c. 配送・回収業務
- d. 洗浄・消毒等業務
- e. 配膳業務
- f. 廃棄物処理業務
- g. 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充・更新業務、食器・食缶等の修繕・補充・更新業務、配膳室備品の修繕・補充・更新業務を含む。）
- h. 配送車維持管理業務
- i. 衛生管理業務（従事者の健康管理を含む。）
- j. 献立作成・食材調達支援業務
- k. 食育支援業務
- l. 広報支援業務（見学者対応支援を含む。）
- m. その他これらを実施する上で必要な関連業務

なお、運營業務のうち、市が実施するものは、以下のとおりである。

- a. 献立作成・栄養管理業務
- b. 衛生管理業務
- c. 食材調達業務
- d. 食材検収業務
- e. 食数調整業務
- f. 調理指示業務
- g. 給食費徴収管理業務
- h. 食育業務
- i. 広報業務（見学者対応を含む。）

#### エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として、市が事業者からサービスを購入する形態の事業である。

##### (ア) 本件施設の設計及び建設に係るもの

市は、本件施設の設計及び建設に係る対価のうち、一定の額について、建設一時金として事業者へ一括払いを行う予定である。また、市は、維持管理・運営期間中、事業者に対して、事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本件施設の設計及び建設に係る初期投資に相当する金額から上記の建設一時金を控除した額を、サービス購入料として割賦方式により支払う。

##### (イ) 維持管理及び運営に係るもの

市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を委託料として維持管理・運営期間にわたって事業者を支払う。委託料は固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、詳細については入札説明書等に示す。

#### オ 資金調達

事業者は本事業の実施にあたり、プロジェクトファイナンスを活用し、資金調達を行うこと。



## (7) 事業の実施スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは以下を予定している。

項目	スケジュール
事業契約締結	令和2年12月
設計・建設期間	令和2年12月～令和5年1月（26ヶ月間）
本件施設の所有権移転	令和5年2月
開業準備期間	令和5年2月～令和5年3月（2ヶ月間）
維持管理・運営期間	令和5年4月～令和20年3月（15年間）

## (8) 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

## (9) 個人情報保護

事業者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。

## 2. 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、PFI法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針及びVFM（Value For Money）に関するガイドラインなどを踏まえ、市自らが本事業を実施する場合と比較して、民間事業者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施されることが見込まれる場合、本事業を特定事業として選定する。

選定基準は次のとおりである。

- ア 本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等が同一水準にある場合において、市の財政負担の縮減が期待できること。
- イ 市の財政負担が同一水準にある場合において、本事業にかかる施設の設計、建設、維持管理、運営等の水準の向上が期待できること。

### (2) 効果等の評価

次の手順により客観的評価を行い、本事業を特定事業として選定するかの判断を行う。

- ア PFI事業として実施することの定性的評価
- イ 市の財政負担見込額による定量的評価
- ウ 事業者に移転するリスクの評価
- エ 上記による総合的評価

### **(3) 選定結果の公表**

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と合わせ、市ホームページで速やかに公表する。また、本事業を特定事業として選定を行わないとした場合においても同様に公表する。

## 第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者の募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、価格のみならず民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。従って、事業者の選定方法は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、サービスの対価の額、施設整備に関する能力、維持管理に関する能力、運営に関する能力、事業の継続性・安定性等を総合的に評価する「総合評価一般競争入札方式」により行うものとする。

### 2. 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

令和元年 12月12日（木）	実施方針等の公表
令和元年 12月16日（月） ～12月25日（水）	実施方針等への質問及び意見の受付 個別対話①の受付
令和2年 1月20日（月） ～1月24日（金）	個別対話①
令和2年 2月5日（水）	実施方針等への質問及び意見に対する回答公表
令和2年 3月下旬頃	特定事業の選定の公表
令和2年 4月上旬頃	入札公告及び入札説明書等の公表
令和2年 4月上旬頃	事前エントリー制度の受付
令和2年 4月中旬頃	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会
令和2年 4月下旬頃	入札説明書等に関する質問受付締切
令和2年 4月下旬頃	事前エントリー制度の受付締切
令和2年 5月中旬頃	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
令和2年 5月中旬頃	入札参加資格審査書類の受付締切
令和2年 5月中旬頃	個別対話②
令和2年 5月下旬頃	入札参加資格審査結果の通知
令和2年 7月下旬	入札書及び提案書の受付締切
令和2年 9月上旬頃	提案書に関する事業者ヒアリング（プレゼンテーションを含む）
令和2年 9月中旬頃	落札者の決定及び公表
令和2年 10月頃	落札者との基本協定締結
令和2年 10月頃	仮契約締結
令和2年 12月頃	事業契約締結

## (2) 募集及び選定の手続き等

### ア 実施方針等への質問・意見の受付

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を次のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間：令和元年 12 月 16 日（月）～12 月 25 日（水）17 時

(イ) 提出資格

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見を提出しようとする者は次の事項を満たしていること。

- a. 本事業の入札に参加しようとする事業者
- b. 「第 2 章 3 応募者の備えるべき参加資格要件」の要件を満たす、または満たす見込みである事業者

(ウ) 受付方法

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見書（第 1 号様式）に必要な事項を記入の上、E-mail により Excel データを下記に提出すること。

E-mail : gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp

### イ 実施方針等への質問・意見に対する回答

実施方針及び要求水準（案）に関する質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和 2 年 2 月 5 日（水）に、市のホームページで公表する。

なお、市は提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

### ウ 個別対話①

第 1 回個別対話を次の通り実施する。

事業をよりよいものとするため、実施方針、要求水準書（案）についての意見を聴取し、サービス水準の質を高めるに資すると判断される意見等を入札説明書等の公表資料に反映することを目的として、実施するものである。対話の参加方法等については以下のとおりである。

(ア) 実施日時 令和 2 年 1 月 20 日（月）～1 月 24 日（金） 時間は参加申し込みの状況に応じて決定する。

(イ) 開催場所 別途通知する。

(ウ) 参加資格

次の事項を満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

- a. 本事業の入札に参加しようとする事業者
- b. 個別対話①の実施日に「第 2 章 3 応募者の備えるべき参加資格要件」の要

件を満たす、または満たす見込みである事業者

(エ) 参加方法等

令和元年 12 月 16 日（月）から 12 月 25 日（水）17 時までに個別対話①申込書（第 2 号様式）に記入の上、E-mail により Excel データを下記に提出すること。

E-mail : gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp

(オ) 実施日時等の確定

個別対話の実施時間は、原則として、先着順とする。なお、個別対話の実施日時等については、参加申込のあった事業者（以下、「参加者」という。）すべてに別途連絡する。

(カ) 個別対話の位置づけ等

個別対話は、あくまで市と参加者の意思疎通を図る場であり、参加者にとっては提案内容そのものに関わる話題がある可能性があることを踏まえ、参加者ごとに個別に行うものとし、公開しないものとする。

ただし、特定の参加者との個別対話のなかで出た話題で、全ての参加者に周知すべき事項が生じた場合には、必要に応じてホームページにてその内容を公表する。

(キ) 留意事項等

a. 留意事項

- (a) 発言内容は、参加者・市の双方を拘束しないものとする。また、参加者・市の双方とも確約書・確認書等の書面のやり取りはしない。
- (b) 個別対話のなかで、公平性の観点から全ての事業者に知らせるべき事項があった場合には、市で判断し、対話した参加者に確認の上、その内容をホームページ等で明らかにする場合がある。
- (c) 個別対話におけるやりとりをメモすることは認めるが、IC レコーダー等を用いて録音することは禁止する。
- (d) 個別対話の実施に際しては、参加者から市への各種資料の提示は可とするが、受領はしない。
- (e) 参加人数は、1 者につき 5 名までとする。

b. 個別対話の所要時間等

個別対話の時間は 45 分程度とする。45 分間を必要としなかった場合は、45 分間経過以前でも終了可能とする。

c. 個別対話の進め方

- (a) 参加者が主体となって対話を進めること。なお、事前に提出された質疑等の資料と同じ順序で進めなくてもよい。
- (b) 市から、事業等について説明を行う必要がある場合は、全ての参加者

に対して同じ内容の説明を行う。

(c) 自己紹介は不要とし、名刺交換は行わない。

エ 特定事業の選定・公表

PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を市のホームページに公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様に公表する。

オ 入札公告・入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等を市のホームページで公表する。

カ 配送校見学会

配送校見学会の開催を予定している。詳細は「入札説明書」に示す。

キ 事前エントリー制度の受付

本事業への参加を希望する市内業者（四日市市内に本店を有する者）と市内業者の活用を検討する事業者がコンタクトをとるための登録を行う事前エントリー制度を実施することを予定している。

事前エントリー制度の参加方法等は「入札説明書」に示す。

ク 入札説明書等に関する説明会及び本件施設用地見学会

入札説明書等に関する説明会及び本件施設用地見学会の開催を予定している。説明会及び本件施設用地見学会の内容等は「入札説明書」に示す。

ケ 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を受け付ける。質問の方法等は「入札説明書」に示す。

コ 入札説明書等に関する質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する質問に対する回答を公表する。回答の方法等は「入札説明書」に示す。

サ 入札参加資格審査書類の受付、入札参加資格審査結果の通知

本事業への入札参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、入札参加資格審査書類を提出した者（以下、「参加資格審査書類提出者」という。）に通知する。

#### シ 個別対話②

提案内容について市と事業者の相互の理解を深めるため、入札の参加を予定している者を対象に個別対話を行うことを予定している。個別対話の参加方法等は「入札説明書」に示す。

#### ス 入札書及び提案書の受付

入札参加資格審査を通過した者（以下、「入札参加者」という。）に対し、入札書及び提案書の提出を求める。

入札、提案書等の提出方法、時期及び提案に必要となる書類の詳細等については、「入札説明書」で提示する。

#### セ 落札者の決定及び公表

提出された入札書及び提案書について総合的に評価を行い、（仮称）四日市市学校給食センターPFI事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て、市が落札者を決定する。審査の結果は入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

#### ソ 基本協定の締結

市は、落札者決定後、落札者と本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。

#### タ 事業契約締結

市は、落札者との間で締結した基本協定に基づき、事業者と仮契約を締結した後、PFI法第12条に規定された事業契約の締結に関する四日市市議会の議決を経て、事業者と事業契約を締結する。

### 3. 応募者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

ア 応募者は、本件施設を設計する企業（以下、「設計企業」という。）、本件施設を建設する企業（以下、「建設企業」という。）、本件施設の工事監理を実施する企業（以下、「工事監理企業」という。）、本件施設を維持管理する企業（以下、「維持管理企業」という。）、及び本件施設を運営する企業（以下、「運営企業」という。）を含む複数の企業のグループにより構成されるもの（以下、応募者グループを構成する者を「構成員」という。）とし、応募者グループの代表企業を定める。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとし、以下の業務以外の業務を実施する企業は「その他企業」とする。

- ① 設計企業：設計業務
- ② 建設企業：建設業務
- ③ 工事監理企業：工事監理業務
- ④ 維持管理企業：建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務
- ⑤ 運営企業：調理業務、洗浄・消毒等業務、衛生管理業務

また、その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・搬入設置業務、配送及び回収業務、廃棄物処理業務、資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできる。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。（「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。以下に同じ。）

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類される。

項目	定義
代表企業	特別目的会社（以下、「SPC」という。）から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
構成企業	SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業
協力企業	SPCから直接業務の受託・請負をし、かつSPCには出資しない企業



- エ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- オ 落札者は、市との仮契約の締結までに、四日市市内に SPC を設立し、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社とする。
- カ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の 50%未満とする。また、SPC の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- キ 応募者の構成員は、SPC から受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に市に通知し、承諾を得るものとする。

## (2) 構成員の制限

すべての構成員は、入札参加資格審査書類の提出日において、平成 30 年度～令和 3 年度四日市市入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されており、かつ、次のアからキのいずれにも該当しない者とする。

なお、資格者名簿に登録されていない企業は、資格者名簿に関する各共同受付窓口へ登録手続き（詳細については、「四日市市入札情報」のホームページを参照すること。）を行い、登録を完了させること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 市から入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項に基づき再生手続き開始の申立をしている者（ただし、手続き開始の決定を受けた者で、所定の手続きに基づく再認定等を受けている場合を除く。）
- エ 四日市市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 9 号）に規定する暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者
- オ 法人税、消費税、法人事業税、法人市民税を滞納している者
- カ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。

- ・株式会社 長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号

- ・内藤滋法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号
- キ 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者

### (3) 構成員に必要な入札参加資格要件

応募者の構成員は、次の入札参加資格要件を満たすものとする。

また、応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ア 設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合、すべての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 資格者名簿に登録していること。
- ③ 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設（平成 21 年 4 月以降に竣工したものに限り）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。
- ④ ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）の実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。

イ 建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。

なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、すべての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- ② 資格者名簿に登録し、市内業者（市内を所在地とする本店で名簿に登録されている者。ただし、登記上の本店所在地と建設業法上の主たる営業所の所在地が異なる場合については、建設業法上の主たる営業所の所在地が市内である者。以下同じ。）にあつては、資格者名簿の建築一式の格付等級が A ランク、それ以外の者にあつては建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であること。

- ③ 平成 21 年 4 月以降に国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設を元請として施工した実績を有していること。なお、JV で施工した場合、20%以上出資した者については施工実績とみなす。
- ウ 工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。
- なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、すべての企業が①及び②の要件を満たし、かつ少なくとも 1 者はすべての要件を満たしていること。
- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 資格者名簿に登録していること。
- ③ 国、地方公共団体が発注した延床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公共施設（平成 21 年 4 月以降に竣工したものに限る）の工事監理業務を元請として履行した実績を有していること。
- ④ ドライシステムの学校給食施設の工事監理業務の実績を有していること。
- エ 維持管理企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 資格者名簿に登録していること。
- オ 運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。
- ① 資格者名簿に登録していること。
- ② ドライシステムの学校給食施設において 5,000 食/日以上上の提供能力のある施設の運營業務の実績を有していること。
- カ その他企業は、次の要件を満たしていること。
- ① 資格者名簿に登録していること。

#### **(4) 地域貢献への配慮事項**

応募者は、構成企業又は協力企業の選定にあたり、市内業者を少なくとも 1 者以上選定すること。また、業務の一部発注などにおいても可能な限り多くの市内の業者を登用すること。

なお、入札参加者が提出した提案書の評価にあたっては、市内の業者の活用等について評価することを予定している。評価方法の詳細については、入札公告時に公表する落札者決定基準において示す。

#### **(5) 入札参加資格の確認**

入札参加資格の確認は、入札参加資格審査書類の受付締切日とする。ただし、入札参加資格確認後、事業契約締結の日までの間に、応募者の構成員が上記入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成員のうち、代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

- イ 構成員のうち、代表企業以外の者が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、市と協議のうえ、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

#### **(6) 構成員の変更**

入札参加資格審査書類受付締切日以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

### **4. 審査及び選定に関する事項**

#### **(1) 審査及び選定に関する基本的考え方**

市は、応募者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験を有する者等で構成する選定委員会を設置する。選定委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、市は、選定委員会の審査により選定された最優秀提案をもとに、落札者を決定する。また、審査にあたり、応募者からのヒアリングを実施する予定である。なお、選定委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定である。

#### **(2) 審査の方法**

##### **ア 入札参加資格審査**

入札参加資格審査書類について参加資格要件の具備を確認し、入札参加資格審査結果を参加資格審査書類提出者に通知する。

##### **イ 提案書審査**

「落札者決定基準」に従って、選定委員会において提案書等の審査を総合評価により行い、最優秀提案を選定する。総合評価は、応募者の提出した提案内容について、評価項目ごとに得点化して行う。

##### **ウ 審査事項**

審査事項は、「落札者決定基準」に示す。

##### **エ 審査結果**

審査結果は公表する。

#### **(3) 入札書類等の取り扱い**

##### **ア 著作権**

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として決定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。な

お、提出を受けた書類は一切返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

## 第3章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1. 責任分担に関する基本的な考え方

本事業における責任分担の基本的な考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスを長期の契約期間において確実に提供することを目指すものである。したがって、施設の設計・建設及び維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

### 2. 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「表 リスク分担表(案)」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すものとする。

### 3. 事業の実施状況の監視

市は、事業者が実施する施設の設計・建設及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行い、事業者もセルフモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリング方法等については、事業契約書(案)に定める。

また、事業者の提供する施設の設計・建設及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。減額等の方法については、事業契約書(案)に示すものとする。

表 リスク分担表（案）

「○」主分担、「△」従分担

段階	リスクの種類	整理 No	概要	負担者	
				市	事業者
共通	入札手続	1	入札説明書の誤り、入札手続の誤り	○	
	法令変更	2	本事業に直接関係する法令の新設・変更等	○	
		3	その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等		○
	税制変更	4	事業者の利益に課される税制度の新設・変更等		○
		5	上記以外の税制度の新設・変更等	○	
	許認可取得遅延	6	市の帰責事由による許認可の取得遅延	○	
		7	上記以外の事由による許認可の取得遅延		○
	住民対応	8	本事業を行うこと自体に関する反対運動・訴訟等	○	
		9	事業者が行う業務、提案内容に関する訴訟・苦情等		○
	環境問題	10	事業者が行う業務、提案内容に起因する環境問題（騒音、振動、電波障害、有害物質の排出など）		○
	第三者への賠償	11	市の帰責事由により第三者に損害を与えた場合	○	
		12	事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合		○
	事業内容の変更	13	市の政策変更により、事業の内容が変更される場合	○	
	金利変動	14	基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動	○	
		15	基準金利確定日までの金利変動のうち、事業者提案のスプレッド分の変動		○
		16	基準金利確定日の翌日以降の金利変動		○
	物価変動	17	施設供用開始前のインフレ・デフレ	△	○
		18	施設供用開始後のインフレ・デフレ	○	
	資金調達	19	本事業に必要な資金の確保に係る費用		○
	本事業の中止・延期	20	市の帰責事由により本事業を中止・延期した場合	○	
		21	事業者の帰責事由により本事業を中止・延期した場合		○
	構成員の能力不足等	22	事業者の構成員の能力不足等による事業悪化		○
	不可抗力	23	不可抗力による損害（※1）	○	△

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
契約前	入札費用	24	本事業への入札に係る費用		○
	契約の未締結・遅延	25	事業者の帰責事由による契約締結遅延等		○
		26	議会の議決が得られない(※2)	△	△
		27	上記以外の事由による契約締結遅延等	○	
設計	測量・調査	28	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		29	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	30	市の帰責事由により変更する場合	○	
		31	事業者の帰責事由により変更する場合		○
	調査費・設計費等の増大	32	市の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合	○	
		33	事業者の帰責事由により調査費や設計費等が増大した場合		○
	設計の完了遅延	34	市の帰責事由により遅延した場合の損害	○	
		35	事業者の帰責事由により遅延した場合の損害		○
建設	用地の確保	36	本件施設用地の確保に関するもの	○	
		37	本件施設用地以外の、本件施設建設に要する用地の確保に関するもの		○
	用地の瑕疵	38	市が公表した資料から予測可能なもの		○
		39	上記以外の土地の瑕疵	○	
	地質・地盤	40	当初調査では予見不可能な地質・地盤状況により、工法、工期などに変更が生じた場合の追加費用	○	
		工事遅延	41	市の帰責事由によるもの	○
	42		事業者の帰責事由によるもの		○
	工事費増大	43	市の帰責事由によるもの	○	
		44	事業者の帰責事由によるもの		○
	要求性能未達	45	本件施設完成後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
施設損害	46	工事材料、建設機械器具、引き渡し前の工事目的物について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	
工事監理の不備	47	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○	



段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	運営開始の遅延	48	市の帰責事由によるもの	○	
		49	事業者の帰責事由によるもの		○
	事業内容の変更	50	市の帰責事由による事業内容の変更（用途変更など）	○	
	支払遅延・不能	51	市の帰責事由によるサービス対価の支払の遅延・不能によるもの	○	
	要求水準未達	52	事業者の行う維持管理・運營業務の内容が事業契約書等に定める水準に達しない場合		○
	維持管理・運営費の増大	53	市の帰責事由によるもの	○	
		54	事業者の帰責事由によるもの		○
	施設等の損傷	55	市の帰責事由によるもの	○	
		56	経年劣化によるもの		○
		57	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷		○
	施設瑕疵	58	瑕疵担保期間内		○
		59	瑕疵担保期間終了後	○	
	需要変動	60	給食形態の変更等、市の事由によるもの	○	
		61	生徒数、教職員数の変動によるもの（※3）	△	○
		62	残渣の変動		○
	食中毒	63	検収時における食材の異常	○	
		64	検収日と給食提供日の時間差に起因する場合	○	
		65	調理、配送、配膳業務に起因する場合		○
	異物混入	66	検収時における食材の異常	○	
		67	検収日と給食提供日の時間差に起因する食材の異常	○	
		68	検収後の保存方法に起因する食材の異常		○
		69	調理過程における調理方法の不適による食材の異常		○
		70	調理・配送における異物混入等		○
食物アレルギー対応	71	食物アレルギーのある生徒の情報収集不備、アレルギー情報伝達のミス、校内での配食ミス、食材調達時の誤り	○		
	72	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○		
	73	事業者の帰責事由によるもの		○	

段階	リスクの種類	整理No	概要	負担者	
				市	事業者
維持管理・運営	配送の遅延	74	交通混雑、悪天候による遅延のうち、通常想定できない要因によるもの	○	
		75	上記以外の交通混雑、悪天候によるもの		○
		76	調理の遅延によるもの		○
		77	事業者の交通事故による遅延		○
		78	食材の納入遅延による遅延	○	
	運搬費増大	79	配送校の変更による運搬費の増大	○	
80		交通事情の悪化による運搬費の増大		○	
移管	性能確保	81	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
	移管手続き	82	事業の終了手続きに係る諸費用に関するもの及びSPCの清算手続きに伴うもの		○

(※1) 事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

(※2) 事業者及び市は自らに発生する費用を負担する。

(※3) 事業期間中に一定数以上の給食数が増減する場合は、サービス購入料の見直しについて協議できるものとする。

## 第4章 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1. 立地条件

ア 所在地	三重県四日市市赤水町 971-1 他
イ 面積	約 17,000 m <sup>2</sup>
ウ 都市計画	
(ア)都市計画区域	市街化調整区域
(イ)用途地域	なし
(ウ)防火区域	なし
(エ)その他の地域区域	なし
(オ)建ぺい率・容積率	60%・200%
エ 埋蔵文化財包蔵地登録	なし
オ 既設建物	あり

### 2. 施設要件

#### (1) 基本的考え方

給食センターにおける施設・設備等については、衛生的かつ安全であることが最も重要である。機能の詳細については「要求水準書」で提示するが、「学校給食衛生管理基準」（文部科学省）及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」（厚生労働省）等に基づき、高い衛生水準を実現するとともに、ドライシステムによる汚染・非汚染作業区域の明確なゾーニング、HACCP の概念に基づいた衛生管理、アレルギー対応食の提供に対応した施設・設備等を想定している。また、食育や地産地消への取り組み、環境負荷に対する低減の実現も目指している。

#### (2) 献立方式

献立方式の詳細については「要求水準書」にて提示する。

#### (3) 施設規模

1日当たり最大9,000食/日、2献立が無理なく供給、業務処理等できる施設とする。

#### (4) 施設機能

本件施設に必要な、施設内容は以下のものが想定される。なお、市として施設・設備構成、規模、設計等に要求する水準については「要求水準書」に示す。

区域区分		諸室等
一般エリア	市専用部分	市職員用事務室、市職員用会議室、市職員用便所、市職員用玄関 等
	共用部分	見学通路、研修室、調理実習室、来客用便所、多目的便所、廊下等、施設出入口 等
	事業者専用部分	事業者用事務室、事業者用玄関、食堂、事業者用便所、配送員用控え室、機械室・電気室・ボイラー室 等
給食エリア	汚染作業区域	[検収・下処理ゾーン] 食材搬入用プラットフォーム、荷受室、検収室、魚肉卵類下処理室、野菜類下処理室、野菜室・冷蔵室・冷凍室、油庫、可燃物庫・不燃物庫、汚染区域用器具洗浄室、食品庫・調味料庫、計量室、物品倉庫、等 [洗浄ゾーン] 洗浄室、洗剤庫、残渣処理室、食缶等回収用風除室 等
	非汚染作業区域	[調理ゾーン] 煮炊き調理室、上処理室、揚物・焼物室、和え物室、アレルギー対応調理室、非汚染区域用器具洗浄室、添物用検収・仕分室 等 [配送・コンテナプールゾーン] コンテナ室、配送用風除室 等 ※添物用検収・仕分室は、[配送・コンテナプールゾーン] に設置することも可とする。
	一般区域	汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理従事者更衣室、洗濯・乾燥室、調理従事者用便所、倉庫 等
付帯施設	雨水処理施設、排水処理施設、受水槽、ゴミ置場、植栽、駐車場、駐輪場、本件施設用地内通路、門扉及び扉、防火水槽 等、必要に応じて設けること。	

### (5) 施設稼働日数

年間約 200 日の稼働日数を予定している。

## **第5章 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項**

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書中に規定する具体的措置に従う。また、事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約書（案）等の規定に従い、次の措置をとることとする。

### 1. 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業契約を解約することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができる。
- ウ 前2号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### 2. 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解約することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

### 3. 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとする。詳細については事業契約書（案）に提示する。

### 4. 金融機関と市の協議（直接協定）

市は事業の継続を図るため、一定の重要事項について、事業者に資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することができる。

### 5. その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定める。

## **第7章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

### **1. 法制上及び税制上の措置に関する事項**

事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市と事業者で協議する。

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等を想定していない。

### **2. 財政上及び金融上の支援に関する事項**

#### **(1) 交付金及び地方債等**

市は本事業においての交付金及び地方債等を充当することを前提としているため、事業者は、交付金又は起債申請等に必要な書類等の作成及び支援を行う。

#### **(2) その他の財政上又は金融上の支援**

事業者が本事業を実施するにあたり、交付金及び地方債以外の財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市はこれら支援を事業者が受けることができるよう協力する。

市は事業者に対する補助、出資、保証等の支援は行わない。

## 第8章 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 議会の議決

市は債務負担行為の設定に関する議案を令和2年2月定例会月議会に提出する予定である。また、事業契約の締結に関する議案は、令和2年11月定例会月議会に提出する予定である。

### 2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、市のホームページ等により行う。

### 3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

### 4. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

### 5. 実施方針に関する問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

四日市市教育委員会事務局学校教育課 中学校給食推進担当 〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1-5 電話：059-354-8252 / FAX：059-354-8475 E-mail：gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp 四日市市ホームページ：http://www.city.yokkaichi.lg.jp
--



令和元年 月 日

実施方針及び要求水準書(案)に関する質問及び意見書

「(仮称)四日市市学校給食センター整備運営事業」に関する実施方針及び要求水準書(案)について、次のとおり質問事項及び意見がありますので提出します。

会社名	
会社所在地	
担当者所属・役職	
担当者氏名	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	

〈実施方針及び要求水準書(案)に関する質問〉

	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	質問事項
例	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	a	●●●●	「実施方針 2頁 第1 1 (5) ウ (ア) a」の内容についての質問事項がある場合には、左記のように記入してください。
1										
2										
3										
4										
5										

別添の Excel データを活用すること

〈実施方針及び要求水準書(案)に関する意見〉

	資料名	頁	章	節	細節	項	目	細目	項目名	意見
例	実施方針	2	第1	1	(5)	ウ	(ア)	a	●●●●	「実施方針 2頁 第1 1 (5) ウ (ア) a」の内容についての意見がある場合には、左記のように記入してください。
1										
2										
3										
4										
5										

※記入上の注意

- ・同じ内容の質問及び意見を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問及び意見として記入すること。
- ・質問及び意見が多い場合、行を適宜追加すること。
- ・行の追加及び行の高さの変更以外、セルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。

個別対話①申込書

四日市市長

所在地  
商号又は名称  
代表者名

「(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業」に係る個別対話①への参加を申し込みます。

会社名		担当者名	
担当者連絡先	住所：〒 所属： 電話番号： FAX： E-mail：		
参加予定人数 <sup>※1</sup>	名		

No.	参加者氏名	所属
1		
2		
3		
4		
5		

※1：参加人数は、1者につき5名までとする。

※2：本書式、及び次頁の書式に対話内容（質問事項等）等を記入の上、電子メールのファイル添付にて以下に提出のこと（令和元年12月25日（水）17時まで）。

提出先：四日市市教育委員会事務局 学校教育課

メール：gakkoukyouiku@city.yokkaichi.mie.jp

(仮称) 四日市市学校給食センター整備運営事業  
個別対話①確認事項

整理 No.	対話項目	対話内容 (質問事項等)

※記入する欄が足りない場合、行を適宜追加すること。